ツ 約十五〇八 哥前十四〇廿五 羅三〇卅一、十〇四 加三〇廿四
テ 羅三〇卅一、十〇四 加三〇廿四
ナ 路十六〇十七
ラ 羅三〇十
ム 羅九〇卅一、十〇三
ウ 出廿〇十三 申五〇十七
ヰ 約壹五〇十五
ノ 羅二〇廿
オ 羅八〇四廿三〇十九
ク 伯四十二〇八 太十八〇十九 哥前三〇八 戩前三〇七
ヤ 詩廿二〇六 賽十五〇六 羅廿二〇五十八
マ 羅廿五〇八 路十二〇五十八、五十九
ケ 出廿〇十四 申五〇十八
フ 創廿一〇一 羅六〇廿五 哥前四〇二 利下十一〇十二
コ 太十八〇八、九 可九〇四
エ 太十三節四十七 羅八〇十三 哥前九〇廿七 四三〇五
サ 太廿三〇十六
キ 出十〇七 利十九〇十二 民廿〇二 申五〇十一
ユ 申廿三〇廿三
ラ 申廿四〇一 耶三〇一 太十九〇三 可十九〇二 路十六〇十八
ア 太十九〇九 路十六〇十八 羅七〇三 哥前七〇十、十一
ヲ 太廿三〇十六
ヱ 太十九〇十二 羅八〇十三 哥前九〇廿七 四三〇五

ならの善行を見て天ゐ在す爾曹の父を榮べし○ 十七 われ律法と預言者を廢る爲ゐ來れりと意ふ勿われ來て之を廢るに非ず成就せん爲ゐり 十八 われ誠ゐ爾曹ゐ告ん天地の盡ざる中に律法の一點一畫も遂つくさずして廢ることゐし 十九 是故ゐ人もし誡の至微き一を壞り又うの如く人ゐ敎なば天國ゐ於て至微き者と謂れん 凡ろ之を行ひ且人に敎る者ゐ天國に於て大なる者と謂るべし 二十 我なんぢらに告ん學者とパリサイの人の義よりも爾曹の義こと勝ずば必ず天國ゐ入こと能じ○ 二一 古の人ゐ告て殺こと勿れ殺す者ゐ審判ゐ干らんと言ること有ゐ爾曹が聞し所なり 二二 然ど我ゐんぢらゐ告ん凡て故ゐくして其兄弟を怒る者ゐ審判に干らん又ろの兄弟を愚者よといふ者ゐ集議ゐ干らん又狂妄よといふ者ゐ地獄の火ゐ干るべし 二三 是の故ゐ爾曹もし禮物を携へて壇に往たる時かしこゐて兄弟ゐ恨るゝことゐるを憶起さば 二四 うの禮物を壇の前に留まづ往て爾の兄弟と和ぎ後きたりて爾の禮物を獻よ 二五 爾を訟ふる者と倶に途間にある時はやく和げよ恐くゐ訟る者なんぢを審官に付し審官また爾を下吏に付し遂ゐ爾ゐ獄ゐ入られん 二六 我まことゐ爾に告ん分釐までも償ざれば必ず其所を出ること能ざる也○ 二七 古の人に告て姦淫することゐと勿と言ることゐるゐ爾曹が聞し所なり 二八 然ど我なんぢらに告ん凡ろ婦を見て色慾を起す者ゐ中心すでに姦淫したる也 二九 もし右の眼なんぢを罪ゐ陷さば抉出して之を棄よ蓋五體の一を失ふゐ全身を地獄ゐ投入らるゝよりゐ勝れり もし右の手ゐんぢを罪に陷さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふゐ全身を地獄ゐ投入らるゝよりゐ勝れり○ 三一 また曰ることゐり凡ろ人ろの妻を出さんとせば之に離緣狀を與ふべしと 三二 然ど我爾曹に告ん姦淫の故ならで其妻を出す者ゐ之に姦淫ゐさしむるなり又出されたる婦を娶る者も姦淫を行ふなり○ 三三 また古の人ゐ告て僞の誓を立ること勿なんぢら誓ふ所ゐ必ず主に遂べしと言ること有ゐ爾曹が聞し所なり 三四 然ど

メ 太廿三〇十六、十八、廿二
ミ 羅五〇十二
シ 詩四十八〇二、六十七〇三
ア 西四〇六 羅五〇十二
ヒ 出廿一〇廿四 利廿四〇廿
モ 路廿〇廿二、十四、十九
セ 羅九〇六 羅三〇卅
ス 太廿七〇卅二 可十五〇廿
イ 申十五〇八、十 路六〇廿、卅五
ロ 利十九〇十八
ハ 申廿三〇六 哥四十一〇十
ニ 路六〇廿七、卅五 羅十二〇十四、廿
ホ 路廿三〇卅四 徒七〇六十 哥前四〇十一、十三 戩前二〇七
ヘ 伯廿五〇三
ト 出廿六〇卅二
チ 出五〇一
リ 創十七〇一 利十一〇四十 路六〇卅六 哥前一〇十九〇三 羅一〇廿一、四〇十二 戩前一〇十五、十六
甲 申廿四〇十三 詩一百十二〇九 但四〇七廿七 啓廿九〇九、十
イ 羅十二〇八
ロ 路十四〇十四

我なんぢらに告ん更ゐ誓こと勿れ天を指て誓ふ勿れ是神の座位なれゐ也 三五 地を指て誓ふこと勿これ神の足発なれゐ也エルサレムを指て誓ふこと勿これ大王の京城ゐれゐ也 三六 爾の首を指て誓ふ勿うゐ一すぢの髮だに白し黑すること能されゐ也 三七 爾曹たゞ是々否々といへ此より過るゐ惡より出るなり○ 三八 目にて目を償ひ齒ゐて齒を償へと言ることゐるゐ爾曹ゐ聞し所なり 三九 然ど我ゐんぢらに告ん惡に敵することゐ勿れ人なんぢの右の頰を批ば亦ほかの頰をも轉して之に向よ 四十 爾を訟て裏衣を取んとする者ゐゐ外服をも亦とらせよ 四一 人ゐんぢゐ一里の公役を強なば之と偕ゐ二里ゆけ 四二 爾に求る者ゐゐ予へ借んとする者を卻る勿れ○ 四三 爾の隣を愛みて其敵を憎べしと言ること有ゐ爾曹が聞し所なり 四四 然も我ゐんぢらに告ん爾曹の敵を愛み爾曹を詛ふ者を祝し爾曹を憎む者を善視し虐遇迫害もの〻爲ゐ祈禱せよ 四五 如此するゐ天に在す爾曹の父の子とならん爲なり夫天の父ゐ其日を善者ゐも惡者ゐも照し雨を義き者ゐも義からざる者にも降せ給へり 四六 爾曹ゐのれを愛する者を愛するゐ何の報賞かあらん稅吏も然せざらん乎 四七 安否を兄弟にのみ問ゐ人より何の過たる事かあらん稅吏も然せざらん乎 四八 是故ゐ天ゐ在す爾曹の父の完全が如く爾曹も完全すべし

第六章 なんぢら人ゐ見せん爲ゐ其義を人の前ゐ行こと勿れ慎もし然ずば天ゐ在す爾曹の父より報賞を得じ 二 是故ゐ施濟を行とき人の榮を得ん爲ゐ會堂や街衢ゐて僞善者の如く鈴を己が前ゐ吹しむる勿れ我まことゐ爾曹ゐ告ん彼等ゐ既ゐろの報賞を得たり 三 なんぢら施濟をするとき右の手の爲ことを左の手ゐ知する勿れ 四 如此するゐ其施濟の隱れんが爲なり然ば隱たるゐ鑒たまふ爾の父ゐ明顯ゐ報たまふべし○ 五 なんぢ祈る時ゐ僞善者の如する勿れ彼等ゐ人ゐ見られんが爲ゐ會堂や街衢の隅ゐ立て祈ことを好われ誠

ハ 王下四〇廿三
ニ 傳五〇二
ホ 王上十八〇廿六、廿九
ヘ 路十一〇二
ト 太廿六〇廿九、四十二　徒廿一〇十四
チ 詩百三〇廿、廿一　伯廿三〇十二　箴廿〇八
リ 太十八〇廿一　路廿二〇四十一
ヌ 太廿八〇廿一　路廿二〇四十四十六
ル 太廿六〇四十一　路廿二〇三　彼後二〇九　默三〇十
ヲ 詩十七〇十五
ワ 代上九〇十一
カ 可十一〇廿五、廿六　路四〇十二
ヨ 太十八〇廿五　路二〇十三
タ 箴五十八〇五
レ 得三〇三　但十〇三
ソ 箴廿三〇四　提前六〇十七
ツ 太十九〇廿一　路十二〇廿三　廿四、十八〇十二　提前六〇十九　彼前一〇四
ネ 路十一〇廿四、廿六
ナ 路十六〇十三
ラ 加一〇十　提前六〇十七　彼前四〇四　約壹二〇十五
ム 詩五十五〇廿二　路十二〇廿二、廿三　腓四〇六　彼前五〇七
ウ 伯廿八〇四十一　詩百四十七〇九　路十二〇廿四

わ爾曹わ告ん彼等い既わるの報賞を得たり　六　なんぢ祈る時い最密おる室にいり戸を閉て隱微たるに在す爾の父に祈れ然ば隱微たるに鑒たまふ爾の父い明顯に報たまふべし　七　爾曹祈る時い異邦人の如く重複語を言なかれ彼等い言おほきを以て聽れんと意へり　八　是故に彼等に効こと勿れ爾曹の父い求さる先に其需用物を知たまへゑ也　九　然ば爾曹かく祈るべし天に在ます我儕の父よ願くい爾名を尊崇させ給へ　十　爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく地にも成せ給へ　十一　我儕の日用の糧を今日も與たまへ　十二　我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免たまへ　十三　我儕を試探に過せず惡より拯出し給へ國と權と榮い爾の靡おく有たまふ所なりアーメン　十四　爾曹もし人の罪を免さば天に在ます爾曹の父も亦なんぢらを免し給む　十五　然ずもし人の罪を免さずゑ爾曹の父も爾曹の罪を免し給はざるべし○　十六　おんぢら斷食するとき僞善者の如き憂容をする勿れ彼等い斷食を人に見ん爲に顏色を損ふ我まことに爾曹に告ん彼等い既に其報賞を得たり　十七　おんぢ斷食する時い首に膏を塗り面を洗へ　十八　如此するい爾の斷食人に見ずして隱微たるに在す爾の父に現れんが爲おり然ば隱微たるに鑒たまふ爾の父い明顯に報たまふべし○　十九　蠹くひ銹くさり盜うごちて竊む所の地に財を蓄ふること勿れ　二十　蠹くひ銹くさり盜穿て竊ざる所の天に財を蓄ふべし　二一　蓋なんぢらの財の在ところわ心も亦ある可れゑ也○　二二　身の光い目なり若なんぢの目瞭かおらば全身も亦明おるべし　二三　若おんぢの目眶らば全身暗かるべし是故わ爾の中の光もし暗からば其暗こと如何に大おらず乎　二四　人い二人の主ゑ事ること能ず蓋こをを惡かをを愛み此を親み彼を踈べけれゑ也おんぢら神と財わ兼事ること能はず　二五　是故わ我おんぢらゑ告ん生命の爲わ何を食ひ何を飲また身體の爲わ何を衣んと憂慮こと勿を生命い糧より優り身體い衣よりも優れる者おらず乎　二六　なんぢら天空の鳥を見よ稼ことおく穡ことを爲ず倉に蓄ふることなし然るに爾曹の天の父い之を養ひ給へり　爾曹之よりも大わ勝るゝ者おらゑ乎　二七　爾曹のうち誰か能おもひ煩ひて其生命を寸陰も延得んや　二八　また何故に衣のことを思わづらふや野の百合花い如何にして長かを思へ勞ず紡ぐざる也　二九　わゑ爾曹に告ん〻ソロモンの榮華の極の時だにも其裝ての花の一に及ざりき　三十　神い今日野に在て明日爐に投入らるゝ草をも如此よりはせ給へば況て爾曹をや嗚呼信仰うすき者よ　三一　然ば何を食ひ何を飲なにを衣んとて思わづらふ勿れ　三二　此みな異邦人の求る者おり爾曹の天の父い凡て此等のものゝ必需ことを知たまへり　三三　爾曹なづ神の國と其義とを求よ然ば此等のものい皆なんぢらに加らるべし　三四　是故に明日の事を憂慮おかれ明日い明日の事を思わづらへ一日の苦勞い一日にて足り

第七章

人の罪を定ること勿れ恐くい爾曹も亦罪に定られん　二　爾曹が人の罪を定る如く己が罪をも定らるべし爾曹が人を量ごとく己も量らるべし　三　なんぢ兄弟の目にある物屑を視て己が目にある梁木を知ざるい何ゆや　四　己の目に梁木のあるに如何で兄弟に對て爾の目にある物屑を我に取せよと曰ことを得んや　五　僞義者よ先おのれの目より梁木をとれ然ば兄弟の目より物屑を取得るやう明かに見べし　六　犬に聖物を與ふる勿また豕の前に爾曹の眞珠を投與る勿れ恐くい足にて之を踐ふりかへりて爾曹を噬やぶらん　七　求よ然ば與られ尋よ然ばあひ門を叩よ然ば開かるゝことを得ん　八　蓋すべて求る者い之尋る者いあひ門を叩く者い開かる可れゑなり　九　爾曹のうち誰か其子パンを求んに石を予んや　十　また魚を求んに蛇を予んや　十一　然ば爾曹惡き者おがら善賜を其子に與ふるを知まして天に在す爾曹の父い求る者に善物を予ざらん乎　十二　是故に凡て人に爲られんと欲ことい爾また人にも其ごとく爲よ是律法と預言者おる也○　十三　窄き門より入よ洗淵に至る路い濶ろの門い大おり此より入もの多し　十四　命に至る路い窄ろの門い小し其路を得もの少お

井 王上三〇十三　詩卅七〇廿五　可十〇卅　路十二〇卅一　提前六〇八
イ 路六〇卅七　羅二〇一、十四〇三、四、十一、十三　哥前四〇十一、十二
ロ 可四〇廿四　路六〇卅八
ハ 路六〇四十一、四十二
ニ 羅九〇七、八、廿三〇九　徒十三〇四十五、四十六
ホ 太廿一〇廿二　可十一〇十一　路十一〇九、十、十八〇七、十九、十五〇五、六、約廿三〇廿四、羅一〇十四、十五、十六、十七　約壹三〇廿二、五
ヘ 羅八〇十七　耶廿九〇十
ト 路十一〇十二　哥十三
チ 創六〇五、八〇廿一
リ 路六〇卅一
ヌ 利十九〇十八　太廿二〇四十　羅十三〇八、十　加五〇十四　提前一〇五
ル 路十三〇廿四

チ 申十三〇三 耶廿三〇十六 太廿四〇四 五十一、廿四 可十三〇廿二 羅十六〇十七、十八 哥五〇六、西二〇八 機後二〇一 太三 約豊四〇一

ワ 來三〇五 提後三〇五

カ 徒廿〇十九 非

ヨ 太七〇廿、十二〇廿三

タ 路六〇四十三、四十四

レ 耶十一〇十九 太十二〇廿三

ソ 太三〇十 路三〇九 約十三

ツ 何八〇二 太廿五〇十一、十二 路六〇四十六、十三 〇廿五 徒十九〇十三 羅一〇廿二 二〇十三 路一〇廿二

子 民廿四〇四 約十二〇五十 一 哥前十三〇二 太廿五〇十三 路十三〇廿五 廿七 提後二〇十九 太廿五

ラ 詩五〇五、六〇八 太廿五 〇四十一

ム 路六〇四十七

り○偽の預言者を謹めよ彼等い綿羊の姿にて爾曹に來れども內い殘狼なり 十六 是うの果に由て知べし 誰か荊棘より葡萄をとり蒺藜より無花果を採ことをせん 十七 凡て善樹い善果を結び惡樹い惡果を結べり 十八 善樹い惡果を結ぶず惡樹い善果を結ぶこと能ざる也 十九 凡う善果を結ざる樹い斫れて火に投入らる 二十 是故に其果に由て之を知べし○ 二一 我を召て主よ主よと曰もの盡く天國に入に非ず唯こきに入者い我天に在す父の旨に遵ふ者のみ也 二二 其日われに語て主よ主よ主の名に託てをしへ主の名に託て鬼をおひ主の名に託て多く異能を行しに非ずやと云もの多からん 二三 其時かれらに告われ嘗て爾曹を知ず惡をおす者よ我を離去と曰ん 二四 是故に凡て我この言を聽て行ふ者を磐の上に家を建たる智人に譬へん 二五 雨ふり大水いで風ふきて其家を撞やも倒ることおし是磐を基礎と爲たれた也 二六 凡て我この言を聽て行ざる者を沙の上に家を建たる愚おる人に譬へん 二七 雨ふり大水いで風ふきて其家を撞ば終にい倒てうの傾覆大なり 二八 イエス此等の言を語竟たまへるとき集りたる人々うの敎を駭きあへり 二九 うい學者の如くおらず權威を有る者の如く敎たまへた也

第八章

イ 可一〇四十 路五〇十二

ロ 七九〇三十 可九〇四十三 利十四〇三、四十 路五〇十四

ハ 利十四〇三、四十 路五〇十四

ニ 路七〇一

ホ 路十五〇十九、廿一

ヘ 詩百七〇廿

イエス山を下しとき多の人々これに從へり 二 癩病の者きたり拜して曰けるい主もし旨に適ときい我を潔おし得べし 三 イエス手を伸かれに按て我旨に適へり潔おれと曰ければ癩病たぢちに潔れり 四 イエス彼に曰けるい愼て人に告る勿れ唯ゆきて己を祭司に見せ且モーセゞの命ぜし禮物を獻て彼等に證據をせよ○ 五 イエスカペナウンに入しとき百夫の長きたり懇て曰けるい 六 主よ我僕癱瘓をやみ家に臥て甚だ惱めり 七 イエス曰けるい我ゆきて之を醫すべし 八 百夫の長こたへけるい主よ我おんぢを我が屋下に入奉るい恐れ多し唯一言を出し給べ我僕い愈ん 九 蓋わを人の權威の下にある者おるに我下に亦兵卒あり て此に往と曰ばゆき彼に來れと曰ば來る我僕に此を行と曰ば則ち行ゞの故おり 十 イエスこれを聞て奇み從へる人々に曰けるい我まことに爾曹に告んイスラエルの中にだに未だ斯る篤信に遇ざる也 十一 われ爾曹に告ん多の人々東より西より來てアブラハムイサクヤコブと偕に天國に坐し 十二 國の諸子い外の幽暗に逐出さを其處にて哀哭切齒することと有ん 十三 イエス百人の長に往おんぢゞの信仰の如く爾に成べしと曰たまへる其時に僕い愈たり○ 十四 イエスペテロの家に入うの岳母の熱を煩ひ臥おたるを見て 十五 うの手に捫けをば即ち熱ざれり婦おきて彼等に事ふ 十六 日暮たるとき人々鬼に憑れたる者を多く携來れば イエス言にて鬼を逐出し病ある者を悉く醫せり 十七 預言者イザヤに托て自ら我儕の恙を受われらの病を負と曰たまひしに應せんが爲おり○ 十八 偖イエス多の人々の己を繞るを見て弟子に命じ向の岸に往んとし給しに 十九 ある學者きたりて曰けるい師よ何處へ往給ふとも我從はん 二十 イエス之に曰けるい狐い穴あり天空の鳥い巢あり然ど人の子い枕する所おし 二一 また弟子の一人いひけるい主よ先ゆきて父を葬ることを我に容せ 二二 イエス曰けるい我に從へ死たる者に其死し者を葬らせよ○ 二三 イエス舟に登れば弟子等も之に從ふ 二四 此とき大なる颶風おこりて舟を蔽ぢのりなる浪たちしにイエスい寢たり 二五 弟子等これに近きて醒し曰けるい主よ救たまへ我儕亡んとす 二六 イエス彼等に曰けるい信仰うすき者よ何ゞ懼るや遂に起て風と海とを斥けをば大に平息になりぬ 二七 人々奇みて曰けるい此い如何なる人ゞ風も海も之に從ひたり○ 二八 イエス向の岸なるガダラ人の地に至れるとき鬼に憑れたる二人のもの墓より出て彼を迎ふ猛こと甚しくして其途を人の過ることと能はざりしほど也 二九 かれら呼叫て曰けるい神の子イエスよ我儕おんぢと何の與あらん乎いまだ時いたらざるに我儕を責んとて此處に來るか 三十 遙とおれて豕の多のむれ食し居ければ 三一 鬼イエスに求て曰ける

ト 創十二〇三 建二〇二、三、十一〇十 馬一〇十一 路十三〇廿九 徒十〇廿一 路九〇廿六、十四〇廿七 羅十〇十八、十四〇廿七 哥一〇四十三

チ 太十三〇四十二、五十、廿二〇十三、十四〇五十一、廿五〇廿 路十三〇廿八 徒後二〇十七 羅十三〇廿八 徒後二〇十七 路十三〇廿八

ヌ 可一〇廿九 約前一 路四〇廿八、廿九

ル 詩約九〇五

ヲ 可一〇廿二 路四〇四十一

ワ 詩五十三〇四 徒前二〇廿四

カ 路九〇五十七、五十八

ヨ 路九〇五十九、六十

タ 王上十九〇廿

レ 可四〇廿七 路八〇廿三

ソ 詩六十五〇七、八十九〇九、百七〇七廿九

ツ 可五〇一 路八〇廿六

む若われらを逐出さんとおらば豕の羣に入ることを容せ　三二　彼等に往と曰ければ鬼いで〳〵豕の羣に入しに總
のむれ山坡より逸て海にいり水に死たり　三三　牧者ども邑に逃走て此事と鬼に憑れたりし者の事を告ければ
三四　イエスに逢んとて邑の者擧て出きたり彼を見て此境を出んことを願へり

第九章　イエス舟に登わたりて故邑に至りけるに　二　癱瘋にて床に臥たる者を人々舁來れりイエス彼等が
信ずるを見て癱瘋の者に曰けるゝ子よ心安かれ爾の罪赦れたり　三　ある學者たち心の中に謂けるゝ此人ゝ
褻瀆を言り　四　イエスろの意を知て曰けるゝ爾曹いかなれば心に惡を懷ふや　五　爾の罪赦されたりと言と起
て歩めと言と孰か易き　六　ろれ人の子地にて罪を赦すの權あることを爾曹に知せんとて遂に癱瘋の者に起
て床をとり家に歸れと曰ければ　七　起て其家に歸りぬ　八　人々これを見て奇み此の如き權を人に賜し神を崇
たり○　九　イエス此より進往マタイと名くる人の稅關に坐し居けるを見て我に從へと曰ければ起て從へり
十　イエス彼が家に食するとき稅吏罪ある人おほく來てイエス及ろの弟子と偕に坐しければ　十一　パリサイの
人之を見て其弟子に曰けるゝ爾曹の師ゝ何故稅吏や罪ある人と偕に食する乎　十二　イエス聞て彼等に曰ける
ゝ康强なる者ゝ醫者の助を需ず唯病ある者これを需　十三　わ之矜恤を欲て祭祀を欲ずといふ此ゝ如何ある意
か往て學ぶべし夫わが來るゝ義人を招ために非ず罪ある人を招きて悔改させんが爲なり○　十四　其時ヨハネ子
の弟子イエスに來て曰けるゝ我儕とパイサイの人ゝ屢〻斷食するに師の弟子の斷食せざるゝ何故ぞ
十五　イエス彼等わ曰けるゝ新郎の友ろの新郎と偕に居うちゝ哀むことを得んや將來新郎をひきとらるゝ日
きたらん其時にゝ斷食すべき也　十六　新き布を以て舊き衣を補ふ者とあらじ蓋つくろふ所のもの反て之を
壞ろの綻び尤も甚だしからん　十七　また新き酒を舊き革囊に盛る者ゝあらじ若さかせば囊はりさけ酒もまい

子 甲五〇廿五、五上十四〇十八
八 路五〇八、徒十六〇卅九
イ 太四〇十三
ロ 可二〇三　路五〇十八
ハ 太八〇十
ニ 詩百卅九〇二　太十二〇廿五、路五〇廿二、太〇八、九〇廿七、十二〇十七
ホ 可二〇十四　路五〇廿七
ヘ 可二〇十五　路五〇廿九
ト 太十一〇十九　路五〇廿、十五〇二
チ 加二〇十五
リ 何六〇九、來六〇六廿八、太十二〇七
ヌ 提前一〇十五
ル 可二〇十八　路五〇廿三、十八〇十二
チ 詩三〇廿九
ワ 徒十三〇三、三十四〇廿三、提前五〇五

カ 可五〇廿二　路八〇四十一
ヨ 可五〇廿五　路八〇四十三
タ 路七〇五十、八〇四十八、十七〇十九、十八〇四十二
レ 可五〇廿八　路八〇五十一
ソ 代下卅五〇廿五
ツ 徒廿〇十
子 太十五〇廿二、廿〇卅、卅一　可十〇四十七、四十八　路十八〇卅八、卅九
ナ 太八〇四、十二〇十六、十七〇九　路五〇十四
ラ 可七〇卅六
ム 太十二〇廿二　路十一〇十四
ウ 太十二〇廿四　可三〇廿二
井 路十一〇十五
ノ 太四〇廿三　路十三〇廿二
オ 民廿七〇十七　王上廿二〇十七　詩卅四〇五　亞十〇二
ク 可六〇廿四
ヤ 路十〇二　詩四〇卅五
マ 撒後三〇一
イ 可三〇十三、十四、六〇七　路六〇十三、九〇一
ロ 詩一〇四十二

で〳〵其囊も亦壞らん新囊に新酒を盛なば兩ながら存べし○　十八　イエス彼等に此事を言る時ある宰きた
り拜して曰けるゝ我女いまだ死に死り來て彼に手を接たまはゞ生べし　十九　イエス起て彼に從ひ其弟子と偕に
往　二十　十二年血漏を患へる婦うしろに來て其衣の裾に捫れり　二一　蓋もし衣にだにも捫らば愈んと意へをなり
二二　イエスふりかへり婦を見て曰けるゝ女よ心安かれ爾の信仰なんぢを愈せり即ち婦て時より愈　二三　イエ
ス宰の家に入しに笛ふく者および多の人の泣咷を見て　二四　之に曰けるゝ退け女ゝ死るに非ずたゞ寢たるの
み人々イエスを哂笑ふ　二五　彼等を出しゝ後いりて其手を執しに女起たり　二六　この聲名あまねく其地に播りぬ
二七　イエス此を去とき二人の瞽者ゑたがひて呼いひけるゝダビデの裔よ我儕を憐み給へ　二八　イエス家に入し
に瞽者きたりければ彼等に曰たまひけるゝ我ての事を行得ると信ずるや答けるゝ主よ然り　二九　イエス彼等
の目に手を接て爾曹の信ずる如く爾曹に成べしと曰ければ　三十　其目ひらけたりイエス嚴く戒て之に曰ける
ゝ愼て人に知する勿れ　三一　然ども彼等いで〳〵遍く其地にイエスの名を播めたり○　三二　瞽者の出るとき人々鬼
に憑れたる喑啞をイエスに携來りしに　三三　鬼ふひいだされて喑啞ものいへり衆人あやしみ曰けるゝイスラ
エルの中にも未だ斯る事ゝ見ざりき　三四　パリサイの人いひけるゝ彼鬼の王に藉て鬼を逐出せる也○　三五　イエ
ス遍く鄉邑を廻るの會堂にて敎をなし天國の福音を宣傳へ民の中ある諸の病すべての疾を愈せり　三六　牧者
なき羊の如く衆人なやみ又流離になりし故に之を見て憫みたまふ　三七　其とき弟子等に曰給けるゝ收稼ゝ多
く工人ゝ少し　三八　故に其稼主に工人を收稼場に送ることを願ふべし

第十章　偖イエスろの十二弟子を召彼等に汚たる鬼を逐出し又すべての病すべての疾を醫す權を賜へり
二　ろの十二使徒の名ゝ左の如し首にゝペテロと名け給ひしシモンろの兄弟アンデレゼベダイの子ヤコブ

ハ 路六〇十五　徒一〇十五
ニ 約一三〇廿六
ホ 太四〇十五
ヘ 王下十七〇廿四　約四〇九、廿
ト 太十五〇廿四　徒十三〇四十六
チ 賢五十三〇六　耶五〇六、十六
リ 創二〇廿五　路九〇二
ヌ 太三〇二　四〇十七　路十九〇九
ル 徒八〇十八、廿
ヲ 母上九〇七　可六〇八　路九三十〇四、廿二〇廿
カ 可六〇八　路十〇七　哥前九〇七　提前五〇十八
ワ 可六〇八　路十〇八
ヨ 路十〇五
レ 歌前五〇十三
タ 路十〇五
ソ 可六〇十一　路九〇五、十〇十一
ツ 尼五〇十三　徒十三〇五十一、十八〇六
チ 太十一〇廿二、廿四
ナ 羅十六〇十三
ラ 羅十六〇十九　啓五〇十五
ム 哥創十四〇廿　啓十二〇十五
ウ 太十四〇九　可十二〇九
ヰ 路十二〇十一、廿一〇十二
ノ 徒十二〇一、廿四〇十七、廿
オ 徒五〇四十
ク 徒十二〇一、廿二〇十四、十五
ヤ 提後四〇十七　啓二〇八、六〇十七
マ 來七〇六　太十〇廿五、廿
ケ 路十一〇十七
フ 但十二〇十二、十三　太廿四〇十二、十三
コ 太二〇十三　四〇十二、十
エ 二〇十五　徒八〇一、九〇
テ 路六　四十　約十三〇十
ア 路十二〇廿四　可三〇廿二
太十二〇廿四　約八〇四十
太十二〇十五　約五十二

ろの兄弟ヨハネ　三　ピリポバルトロマイトマス税吏マタイアルパイの子あるヤコブタッダイと名くるレツバイ　四　カナンのシモンイスカリオテのユダ是すなはちイエスを賣し〻者なり○　五　イエスこの十二を遣さんとして命じ曰けるゝ異邦の途に往なかれ又サマリア人の邑にも入おかれ　六　惟イスラエルの家の迷へる羊に往　七　往て天國近に在と宣傳よ　八　病の者を醫し癩病を潔し死たる者を甦らせ鬼を逐出すことをせよ爾曹價なしに受たれば亦價おしに施すべし　九　爾曹金または銀または錢を貯へ帶る勿れ　十　行囊二の裏衣履杖も亦然ろゝ工人の其食物を得ゝ宜おり　十一　凡ろ鄉邑に至らば其中の好人を訪て出るまでゝ其處に留れ人の家にいらば其平安を問　十二　ろの家もし平安を得べき者おらば爾曹の願ふ平安に其家に至らん若し平安を受べからざる者おらば爾曹の願ふ平安ゝ爾曹に歸るべし　十三　もし爾曹を接ず爾曹の言を聽ざる者あらば其家または其邑を去とき足の塵を拂へ　十四　われ誠に爾曹に告ん審判の日到らばソドムとゴモラの地ゝ此邑よりも却て易からん○　十五　われ爾曹を遣すゝ羊を狼の中に入るゞ如し故に蛇の如く智く鴿の如く馴良かれ　十六　慎て人に戒心せよ蓋人なんぢらを集議所に解し又ろの會堂にて鞭つべければ也　十七　又わゞ緣故に因て侯伯および王の前に曳るべし是かれらと異邦人に證をなさんが爲おり　十八　人なんぢらを解さば如何なにを言んと思ひ煩ふ勿れ其とき言べき事ゝ爾曹に賜るべし　十九　是おんぢら自ら言に非ず爾曹の父の靈ろの裏に在て言なり　二十　兄弟ゝ兄弟を死に付し父ゝ子を付し子ゝ兩親を訴へ且これを殺さしむべし　二十一　又なんぢら我名の爲に凡の人に憎れん然ど終まで忍ぶ者ゝ救はるべし　二十二　この邑にて人おんぢらを責なば他の邑に逃よ我まことに爾曹に告ん爾曹イスラエルの諸邑を廻盡さゞる間に人の子ゝ來るべし　二十三　弟子ゝ師より優らず僕ゝ主より優らざる也　二十四　弟子ゝ其師の如く僕ゝ其主の如ならゞ足ぬべし若し人主を呼てベルゼブルと云

サ 可四〇廿二　路八〇十七、十二〇二、三
キ 賢八〇十二、十三　路十二〇四　歌前三〇十四
ユ 母上十四〇四十五　母下十四〇十一　路十一〇十八　徒廿七〇廿四
メ 路十二〇八　羅十〇九、十
ミ 歌三〇五
シ 可八〇廿八　路九〇廿六
ヱ 路十二〇十九、五十一　五十三
ヒ 來七〇六
モ 詩四十一〇九、五十五〇十三　來七〇六　約十三〇十八
セ 路十四〇十六
ス 太十六〇廿四、可八〇廿四　路九〇廿三、十四〇廿四
イ 太十六〇廿五　路十七〇廿三　約十二〇廿五
ロ 太十八〇九　路九〇四十八、十二〇四十四
ハ 太十三〇廿　約十二〇四十四　王上十七〇十八　加四〇四
ニ 王下八〇四、八、廿五〇四　太十八〇五、六、廿五〇四
ホ 詩廿七〇十一　賢十一〇
ヘ 賢八〇十四　十五、太十三〇五十七、廿四〇十一、十六　哥前一〇廿三、二〇廿四　加五〇十一　歌前二〇八
イ 路七〇十八、十九
ロ 太四〇三
ハ 創四一〇十　民廿四〇十七　但九〇十四　約六〇十四
ニ 賢廿九〇十八　哥九〇四　王六、四十二〇七　約二〇廿三、三〇二五〇廿六、十二〇廿五、哥八、十四〇十一
ホ 詩廿七〇十一　賢十一〇
ヘ 賢八〇十四　十五、太十三〇五十七、廿四〇十一、十六　哥前一〇廿三、二〇廿四　加五〇十一　歌前二〇八

ば況て其家の者をや　二六　是故に彼等を懼るゝこと勿ろゝ掩れて露れざる者おく隱て知れざる者なけれ也　二七　われ幽暗に於て爾曹に告しことを光明に連よ耳をつけて聽しことを屋上に宣播めよ　二八　身を殺して魂を殺すこと能ざる者を懼るゝ勿れ唯なんぢら魂と身とを地獄に滅し得る者を懼れよ　二九　二羽の雀ゝ一錢にて售に非ずや然るに爾曹の父の許なくば其一羽も地に隕ることと有じ　三十　爾曹の頭の髮また皆かゞへらる　三一　故に懼るゝ勿れ爾曹ゝ多の雀よりも優れり　三二　然ば凡ろ人の前に我を識と言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識と言ん　三三　人の前に我を識ずと言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識ずと言べし○　地に泰平を出さん爲に我來れりと意おかれ泰平を出さんとに非ず刃を出さん爲に來れり　三四　夫わゞ來るゝ人を其父に背かせ女を其母に背かせ媳を其姑に背かせんが爲なり　三五　人の敵ゝ其家の者おるべし　三六　我よりも父母を愛む者ゝ我に協ざる者おり我よりも子女を愛む者ゝ我に協ざる者なり　三七　ろの十字架を任て我に從むざる者も我に協ざる者なり　三八　ろの生命を得る者ゝ之を失ひ我ために生命を失ふ者ゝ之を得べし　三九　爾曹を接る者ゝ我を接る也また我を接る者ゝ我を遣し〻者を接るおり　四十　預言者なるを以ろの預言者を接る者ゝ預言者の報賞をうけ義を以ろの義人を接る者ゝ義人の報賞を受　四一　わが弟子おるをもて小き一人の者に冷おる水一杯にても飲する者ゝ誠に爾曹に告ん必ず其報賞を失はじ

第十一章

イエスろの十二弟子に示畢しとき此處をさり道を敎へ廣んゞ爲に彼等の諸邑に往り○　二　偖ヨハネ獄にてキリストの行し業を聞ろの弟子二人を彼に遣して　三　曰せけるゝ來べき者ゝ爾おるか又わをら他に待べき乎　四　イエス彼等に答て曰けるゝ爾曹ゞ聞ところ見ところの事をヨハネに往て告よ　五　瞽者ゝみ跛者ゝあゆみ癩病人ゝ潔まり聾者ゝきゝ死たる者ゝ復活され貧者ゝ福音を聞せらる　六　凡ろ我ために躓かざる者ゝ福おり

ト 路七〇廿四
チ 馬四〇十四

リ 太十四〇五、廿一〇廿六
路一〇七十六、七〇廿六
ヌ 馬三〇一　可一〇一　路一〇七十六、七〇廿七

ル 路十六〇十六
チ 馬四〇六

ワ 馬四〇五　太十七〇十二
路一〇十七
カ 太十三〇九　路八〇八　默二〇七、十七、廿九、三〇六、十三、廿二
ヨ 路七〇廿一

タ 路九〇十
レ 路七〇廿五
ソ 路十〇十三

ツ 傘三〇七、八

テ 太十一十五、十一〇廿四
ナ 路十四〇十三　箴二〇一
ラ 太十〇十五
ム 路十〇廿一
ウ 約八〇二　野前一〇十九、廿七、二〇八　哥後三〇十四
非 太十六〇十七
ノ 約三〇五、十三〇三、十七〇二　哥前十五〇廿七

ざる者い福なり○七彼等の歸れる後イエスヨハチの事を人々に曰けるい爾曹何を見んとて野に出しや風に動さるゝ葦ある乎　然ば爾曹何を見んとて出しや美服を着たる人ありるか美服を着たる者い王宮に在九然ば何を見んとて出しや預言者なるか然われ爾曹に告ん彼は預言者よりも卓越たる者なり十夫なんぢに先ちて道を備る我が使者を我なんぢの前に遣んと錄されたるい即ち是ありヨハチ十一誠に爾曹に告ん婦の生たる者の中いまだバプテスマのヨハチより大なる者い起らざりき然ど天國の最小き者も彼よりい大なる也十二バプテスマのヨハチの時より今に至るまで人々闘て天國を取んとす闘たる者い之を取り十三うれ凡の預言者と律法の預言ゑたるいヨハチの時までなれ也十四若なんぢら我言を承ることを好まば來べきエリヤい是ありヨハチ十五耳ありて聽ゆる者い聽べし○十六我この世を何に譬んや童子街に坐し其伴を呼て十七われら笛ふけども爾曹をどらず哀をすきとも爾曹胸うたずと云に似たり十八蓋ヨハチ來て食ふこと飲ことを爲ざるば鬼に憑たる者なりと人々言り十九人の子きたりて食ふことをし飲ことを爲れば又食を嗜み酒を好む人稅吏罪ある者の友ありといふ然ども智慧い智慧の子に義と爲らるゝ也○二十厥時イエス多の異能を行たまひたる諸邑の悔改めざるに由て責いひけるい二十一わゝ禍なる哉コラジンよ噫禍ある哉ベツサイダよ爾曹の中に行し異能を若ツロとシドンに行しならば彼等い早く麻をき灰を蒙りて悔改しあるべし二十二われ爾曹に告ん審判の日にいツロとシドンの刑罰い爾曹よりも却て易からん二十三既に天にまで擧られしカペナウンよ又陰府に落さるべし蓋ゑんぢらに行し異能を若ソドムに行しあらば今日までも尙保存しあらん二十四我ゑんぢらに告ん審判の日にソドムの地い爾曹よりも却て易かるべし○二十五其ときイエス答て曰けるい天地の主ある父よ此事を智者達者に隱して赤子に顯したまふを謝す二十六父よ然うれ此の如い聖冒に適るゆり二十七父

オ 約一〇十七、六〇四十六、十〇十五
ク 箴九〇九　詩二〇七、八
ヤ 約十三〇十五　非二〇五
彼前二〇廿一　約翰二〇六
マ 耶六〇十八
ケ 約翰五〇三
イ 申廿三〇廿五　可二〇廿三
路六〇一
ロ 母上廿一〇六
ハ 出廿九〇卅二、卅三　利八〇卅一、廿四、九
ニ 出廿五〇卅　利廿四、五
ホ 民廿八〇五　約七〇廿二
ヘ 代下六〇十八　馬三〇一
ト 何六〇六　來六〇六、十八
太九〇十三
チ 可三〇一　路六〇六
リ 路十三〇十四、十四〇三
約九〇十六
ヌ 出廿三〇四、五　申廿二〇四
ル 太十七〇一　可三〇六
路九〇廿二、十一　約五〇十八、十
〇卅九、十一〇五十三
ヲ 太十〇廿三　可三〇七
ワ 太十九〇二
カ 太九〇卅
ヨ 箴四十二〇一
タ 太三〇十七、十七〇五
レ 太九〇卅二　可三〇十一
路十一〇十四

ハ我に舊物を予たまへり父の外に子を識もの無また子ふよび子の顯す所の者の外に父を識者おし○二八凡て勞たる者また重を負る者い我に來れ我なんぢらを息させん二九我も心柔和にして謙遜者なれば我軛を負て我に學なんぢら心に平安を獲べし三十蓋わゞの軛い易わが荷い輕けきゝ也

第十二章

當時イエス安息日に麥の畑を過しゞ其弟子等飢て穗を摘食はじめたり二パリサイの人これを見てイエスに曰けるい爾の弟子い安息日に爲まじき事を行り三之に答けるいダビデおよび從に在し者の饑しとき行し事を未だ讀ざる乎　即ち神の殿に入て祭司の他い已および從にをる者も食ふまじき供のパンを食へり四また安息日に祭司い殿の內にて安息日を犯せども罪おき事を律法に於て讀ざる乎五われ爾曹に告ん殿より大なるもの茲ゐ在六われ矜恤を欲て祭祀を欲ずとい如何おることか之を知ば罪おき者を罪せざるべし七うれ人の子い安息日の主たるなり○八此を去て彼等の會堂に入しに九一手おへたる人ありうれば彼等イエスを訴へんとて之ゐ問けるい安息日ゐい醫すことを行べき乎十彼等に曰けるい爾曹の中ゐ一の羊を有る者あらんに若うの羊安息日に坑ゐ陷らば之を挈上ざる乎十一人い羊より優ること幾何ぞや然ば安息日に善を行い宜十二遂にうの人に爾が手を伸よと曰ければ伸せり即ち他の手の如く愈十三パリサイの人いでゝイエスを殺さんと謀れり十四イエス之を知て此を去しに多の人々これに從ふ凡て疾病ある者をみな愈し十五我を人に露すこと勿れと戒たり十六これ預言者イザヤの云し言に十七視よ我ゞ選し我僕すゐむち我心に適たる我ゞ愛む者れ之に我靈を賦へん彼異邦人に道を示すべし十八彼い競ことなく喧ことおし人街に旅て其聲を聞ことなし十九眞道をして勝とげしむるまでい傷る葦を折ことおく煙れる麻を熄ことおし二十異邦人も亦うの名に賴べしと有に應せん爲なり○二十一爰に鬼に憑たる瞽の瘖ゐる者をイエスの所に